

留寿都村物価高騰対応 農業・畜産経営緊急支援金のお知らせ

原油価格・物価高騰により経済的に影響を受けている、自ら農業・畜産業を営む個人及び法人に対して経営支援をすることを目的として、経営緊急支援金を交付します。

〈対象者〉

①農業経営緊急支援金

村内に住所又は事務所を有する農業者等で、留寿都村農業委員会で整備する農地台帳に耕作する農地（耕作面積）が記載されており、農作物の販売を行っている者とする。

②畜産経営緊急支援金

村内に住所又は事務所を有する畜産業者等であって、留寿都村農林課で整備する家畜飼養台帳に飼養する家畜の頭数等が記載されている者とする。

上記に該当する方で下記の要件を満たしている者。

(1) 令和5年分の農業収入の確定申告を行った者または法人としての決算報告を行った者

(2) 令和6年4月1日以降に営農を継続する意思がある者

(3) 村税等の滞納がない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項及び第6項に規定する暴力団及び暴力団員（暴力団員と密接な関係であるものを含む。）でない者

〈給付金額〉 ※1 経営体につき

①農業経営緊急支援金

- ・耕作面積5ha未満 2万円
- ・耕作面積5ha以上 5万円

②畜産経営緊急支援金

- ・飼養頭数18頭未満 2万円
- ・飼養頭数18頭以上 5万円

【申請について】

申請期間：令和6年5月27日（月）から6月17日（月）まで

申請場所：留寿都村役場農林課・農業委員会事務局

受付時間：8時45分から17時30分まで（12時から13時までを除く）

※印鑑を持参のうえお越しく下さい。

【夜間の受付について】

下記の2日間については、夜間の申請を受付いたします。

夜間受付日：①令和6年6月10日（月）②令和6年6月17日（月）

申請場所：留寿都村役場農林課・農業委員会事務局及び三ノ原五輪会館

受付時間：17時00分から20時00分まで

申請
問い合わせ先

留寿都村役場農林課

TEL：0136-55-5253